



Title	近世部落の成立と展開に関する研究
Author(s)	寺木, 伸明
Citation	大阪大学, 1998, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/41195
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	寺 木 伸 明
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学位記番号	第 1 4 1 2 7 号
学位授与年月日	平成 10 年 9 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文名	近世部落の成立と展開に関する研究
論文審査委員	(主査) 教授 村田 修三 (副査) 教授 平 雅行 助教授 村田 路人

論文内容の要旨

本論文は、近世部落の成立期から幕末にいたる史的展開を、主として近畿地方を対象として分析し、部落の成立の論理を解明し、近世身分制の中に位置づけようとしたものである。本論文は、1986年1月に解放出版社より『近世部落の成立と展開』と題して刊行されたもので、「序章」と9つの章および3つの補論より成る。体裁は、A5版、本文1750字詰438頁(400字詰1916枚)である。これに、1996年2月に明石書店より刊行された『被差別部落の起源』(B5版、328頁)が参考論文として合わせ提出されている。以下、本論文の各章の要旨を順を追って述べる。

「第1章 近世部落の成立」では、まず被差別部落の起源に関する諸説を整理し、その解明にあたっての理論的問題を取り上げた。被差別部落の起源研究においては、とくに近世部落(主として「穢多」身分)の成立の指標を明らかにすることが重要であると考え、近世の主要身分に共通する、固有の職業と役負担の面から追究して、その成立の指標として(1)固有の職業として死牛馬処理業(皮革業。これは死牛馬無償取得権=草場株・旦那株の保持に由来する)を強制ないしは固定されること、(2)固有の役負担として「皮多役」、つまり行刑・警察的役務、掃除役などを課せられることに求めた。その2つの指標について、相模国から筑前国にいたる10カ国の具体例を取り上げ、近世部落は基本的には豊臣政権期に成立したとみられることを指摘した。

「第2章 大阪における近世部落の成立—摂津国を中心として—」では、現大阪府域に属する摂津国東部の近世部落の成立を解明しようとした。中世後期の被差別民を含む民衆の動向をおさえつつ、一向一揆などにみられた民衆の抵抗闘争を弾圧して成立した豊臣政権がどのような身分政策を展開したかを明らかにし、とくに摂津国芥川郡高浜村、同国大田郡吹田村の太閤検地帳(文禄検地帳)などの分析により、この地域においても、基本的にはほぼ豊臣政権期に近世部落が成立していたことを明らかにした。なお、江戸前期にかけて近世部落がどのように展開していくかについても、国絵図や郷帳などを手がかりにして分析した。

「補論1 太閤検地帳・名寄帳の『かわた』記載をめぐる—摂津国川辺郡御願塚村検地帳・名寄帳の分析を中心として—」では、文禄3年(1594)の同村の検地帳および翌年の名寄帳の「かわた」記載の問題を取り上げ、先行研究に史料の誤読と集計上のミスがみられることを明らかにして、名寄帳において記載順が本村百姓→「かわた」となってい

ることを確認した。この事実は、村において「かわた」が百姓より一段と低く処遇されていたことを示しているものと判断した。また、そのことは、太閤検地帳記載の「かわた」が、安達五男氏の主張するような、単なる皮革業者としての職業名ではなく、身分名でもあることを物語っていることを指摘した。

「第3章 近世部落の社会的系譜——一向宗および一向一揆とのかかわりを中心として——」では、この分野の研究の遅れている現状を指摘し、近世部落に組み込まれた社会階層を解明しようとした。関係史料や先行研究を整理した結果、(1)中世被差別民、たとえば「河原者」「穢多」「清目」、寺社の隷属人など(2)下層の諸職人、たとえば皮革関係業者、青屋、運送業者など(3)水利・田畑の番人(4)流民・窮民、などの系譜を確認することができた。一方、部落寺院には浄土真宗が多く(1967年調査では、部落関係寺院の91%を占めている)、かつ、その開基年代が、蓮如・実如・証如・顕如などの六字名号や署名のある仏画などの存在によって中世末期以前にさかのぼれるものが相当数あることが判明した。また、古い由緒の真宗系寺院を有する部落では、一向一揆に参加したことを示す記録と伝承が残されている場合のあることを、近江国から安芸国にいたる8カ国で確認した。(1)~(4)の階層ともかかわりながら、部落の先祖の中には、中世以来の真宗の信者が相当数いたこと、中には一向一揆にかかわりを有する人々も存在したことが明らかになった。

「補論2 近世部落史研究の近業によせて——近世部落の前史より本史へ——」では、1970年代~1980年代初の前近代部落史に関する研究史を整理し、今後の研究課題について論じた。

「第4章 近世大阪の部落寺院——その来歴と本末関係——」では、大阪府域の部落寺院(すべて浄土真宗)を調査し、その開基年代と本末関係を解明した。府域の場合も、蓮如の六字名号を伝蔵していたり(摂津国東成郡常宣寺など)、証如の署名のある方便法身阿弥陀仏画像を所蔵していて、中世末期以前の開基寺院がかなり存在していることがわかった。つまり、部落の人々の真宗受容は、大阪においても幕藩領主による強制ではなく(原田伴彦氏をはじめとして強制と見る説が有力であった)、少なくとも幕藩体制が成立する前に自律的に受容した場合が相当あったことが明らかになった。また、近世大阪の部落寺院の上寺は、摂津富田の本照寺と京都の教徳寺・万宣寺・福専寺・金福寺および八尾の顕証寺、堺の門蔵寺などであった。その末寺の分布をみると、本照寺末は、摂津地域に多く、また、泉南に2カ寺、金福寺末は河内の1カ寺を除いて北摂に限られている。万宣寺末は摂河泉に散らばっている。福専寺末は河内の1カ寺を除いて和泉に固まっている。次に、本末関係は江戸前期までに成立していたことを指摘した。

「第5章 近世奈良の部落寺院」では、奈良市域の部落寺院(すべて浄土真宗)の来歴と本末関係を究明した。開基年代が中世末期以前にさかのぼるものがあり、中には奈良で起こった一向一揆との関連を有する可能性のあることを指摘した。上寺は興正寺・光専寺・光慶寺・光瀬寺・名称寺・明光寺であった。

「第6章 摂津国川辺郡堀池部落の生活」では、江戸前期の堀池部落の状況、支配した領主の変遷、職業、信仰などについて論じた。とくに堀池部落が、江戸中期までに村高124石を有する独立村となり(近世部落は一般に本村の枝村として従属していたので、このようなケースは稀であった)、その主要な生業が農業であったこと、また、農業経営のための用水権も所持していたことを明らかにした。

「第7章 摂津国住吉郡平野部落の生活」では、主として大阪大学文学部所蔵の「含翠堂(土橋家)文書」を手がかりに同部落の江戸前期から幕末に至るまでの推移を究明しようとした。同部落に関する初見史料は、寛文9年(1669)の「地下・市町出入覚」で、「川原ノ者」「川原者」「穢多」として出ている。同部落の人々の中に皮革業に従事する人がいたことも享保15年(1730)の「乍憚口上」という史料で裏づけられた。役負担としては、平野郷内での火事の際、消火にあたる「皮多綱人足」および行倒人の取り片付けがあった。部落には「皮多頭」が設けられており、郷内のどの町にも所属せず、総会所の直接支配を受けていた。また、宝暦4年(1754)の「平野郷町地図」(国立公文書館所蔵)によって「穢多邑」が、自治の象徴であった環濠の外側、平野川のすぐ側に位置していたことが判明した。まさに「町外の町」として位置付けられていたのであった。その他、日常生活、信仰、人口動態について触れ、最後に平野郷町の「非人堂」に居住していた「非人」の生活や人口動態を分析した。

「第8章 和泉国日根郡樫井部落の生活」では、主として樫井部落の人々の職業・人口動態を分析した。樫井部落の人々も、皮革業に従事しつつ、一定の土地を所持し、農業にも携わっていたこと、しかし、その経営規模は本村百姓

に比べて零細であったことを明らかにし、また、享保期以降、本村百姓の人口は停滞傾向にあったにもかかわらず、部落の人口は増加傾向にあったこと（幕末までに約7倍の増加）を確認した。

「第9章 近世部落の農民層分解—河内国丹北郡更池部落および和泉国泉郡南王子部落を中心として—」では、近世部落の農民層分解過程を一般農村のそれとの比較において明らかにしようとした。研究対象地域を河内国丹北郡更池部落および和泉国泉郡南王子部落に求め、『河内国更池村文書』『奥田家文書』を手がかりに分析を試みた結果、大阪周辺農村と比べて2地区の部落においては農民層の分解度が激しいことが明らかとなった。また、部落の貧農層・無高層は、身分差別に起因する職業差別などの事情により、主として皮革関連業や履物業などに従事して生計を立てていたことを指摘した。

「補論3 近世身分制度についての覚書—大坂およびその周辺地域を中心として—」では、身分とくに近世社会の身分について考察し、近世諸身分の特徴を明らかにし、その実態について大坂およびその周辺地域を対象として分析した。

以上が本論文の要旨である。次に参考論文「被差別部落の起源—近世政治起源説の再生—」の概要について述べる。

本参考論文は、主論文の内容のうち、被差別部落の成立の分野について、さらに実証的に追究したものである。まず江戸時代以来の部落の起源に関する研究史を整理し、近世部落が中世後期から近世初頭にいたる歴史的過程で、中世の被差別民や皮革業者などと系譜的に結び付きながら、また中世後期のケガレ観念などを継承しながら、形成されてきた経緯や背景を解明しようとした。その際、近世部落の社会的系譜には、「河原者」（「穢多」「清目」）だけではなく皮革業者・寺社の隷属人・青屋などの集団も含まれていたこと、また近世の「穢多」身分の存在形態と中世の「河原者」の存在形態が、共通性を持ちながらも、死牛馬処理権のあり方や役負担の内容・ケガレ観念のありようにおいて大きく違っていることを明らかにした。このことをふまえて、山本尚友氏らの部落の中世起源説を批判しつつ、最近の中世被差別民衆史研究の成果に学びながら実証的研究を進めるなかで、近世政治起源説を、従来の単純な理解を克服して豊かに再生することができるという展望を示した。

論文審査の結果の要旨

本論文は、主として、大阪周辺の近世部落の史料によって部落の実態を解明する実証的な研究をふまえて、部落の成立の時期・指標・論理の諸側面にわたって論点を整理し、いわゆる起源論争に踏み込んで新たな理論水準における近世政治起源説を提示した意欲的な研究である。本論文が近世部落史研究の発展に貢献する点が多いが、その第一は、近世部落の成立を国家権力の身分政策の中に位置付けて論じるという方法によって実証的に追究し、基本的に豊臣政権期の「かわた」身分の成立にこれを認めることができるということを明瞭に示したことである。具体的には検地帳・名寄帳の詳細な分析によって、「かわた」記載が単なる職業名でなく身分名であることを論証した手法は鮮やかであり、このテーマに関わる論争に事実上の終止符を打つものとして高く評価できる。

本論文の成果の第二は、第一点であげた近世部落の身分としての成立を近世幕藩体制の支配の特質に関わらせて具体化した点である。すなわち、身分に固有の職掌・特権としての死牛馬処理権、そして固有の役負担としての「かわた」役、この2つを身分の体制的な確立の指標として確認した。これを脇田修氏の身分的所有論を援用して理論的に深めるとともに、一方で中世の被差別民における類似の諸属性との違いを指摘し、他方で近世前期に全国的に展開するとの見通しを得て、広く通史的な展望をまとめることができた。この通史的な把握が氏のもう一つの柱である実践的な課題認識と切り結ぶ中で打ち出されてくるのが近世政治起源説なのであるが、同時にここから近世身分制論の視野を持った提言もなされ、近世史研究の中での発展性が期待される場所である。

第三の成果としてあげられるのは、近世部落の個別研究の蓄積の中で部落の生活面の実態が実証的に明らかにされたことである。たとえば、近世を通じて人口が停滞する本村百姓とは対照的に増加する部落の人口動態は、信仰・流入という要因だけでなく、複雑な生業と生活の実態が、劣悪なレベルながらも多くの人口の維持を可能にし、これが

差別と関わって再生産されているという構造的な問題を提示している。こういう問題を論じる上で不可欠の貴重なデータが大坂近傍のまとまった地域で系統的に確認されたことの意義は大きい。そしてその際に用いられた手堅い史料批判と分析の方法は、今日の部落史研究における個別研究のオーソドックスな手法を確立したのものとして信頼度の高いものである。また、自治的な地方小都市として貴重な存在であった平野郷において、個別町の上位の惣町の総会所が部落を直接支配していた実態を解明したことは、部落史の側から都市の自治の意味を問う試みとして今後期待されるところである。

第四の成果は、近世部落の成立と一向宗の関係を、部落寺院の調査をふまえて追求した点である。被差別部落の身分の成立が一向一揆の弾圧と直接関係したといえるのか、氏も含めて論争中であり、その当否は措くとしても、部落寺院を丹念に調査した結果、一向宗の比率が圧倒的に高く、また開基年代の古く一向一揆との関係を有する寺が含まれるということが論証されたことの意義は大きい。

以上のように、本論文は近世部落の成立という、日本史学界における最重要テーマの一つに正面から取り組み、多くの事実と論点を提供した学界貢献度の高い研究といえることができるが、問題とすべき点もないわけではない。近世部落の実態を実証的に解明した意義は前述した通りであるが、そういう差別の実態を前提にして維持されている本村・本郷側の問題は、部落の分析項目毎に対比的に取り上げられる場合がほとんどである。そのために地域社会の中における部落の位置付けというテーマが導き出せず、近世身分制論への意欲的な提言が試みられながら、一般的な理論的取り組みにとどまっている。たとえば平野郷の場合、惣町の総会所が部落を支配することの問題性をさらに追跡するためには、この体制ができ上がる過程での惣町と個別町の関係はどうだったか、という形で郷側に問題を返していけば、その手がかりになる史料も発掘でき、分析が構造的に深められたのではないかと惜まれる。しかしこの点は、学界全体として部落史研究が身分制論を介して全体史の中に位置付けられるようになってからまだ日が浅く、新しい地域史研究や都市論も部落史を視野に入れるまでには至っていない現状では、むしろ今後期待すべき問題点とすべきかもしれない。

また、近世部落成立における一向一揆の評価の問題では、一向一揆に参加した民衆の一部分が近世部落に組み込まれたことは明らかにされたが、そこから限定付きながらも一向一揆起源説に肯定的な評価を導き出す際に、一揆に対する弾圧と身分低下を結び付ける論理を整理するかわりに、中世の検断と非人落しの事実を論拠として引くのは、歴史的条件の相違への配慮を欠いて、あまり説得的とはいえない。

このように本論文には分析の不十分な部分や克服されるべき論点がなお残っているが、この重要なテーマに即して出された成果の大きさに比べれば、小さなものだといってよい。よって、本審査委員会は本論文が博士（文学）の学位にふさわしいものであると認定する。